

## 「平成25年度四国地方公共工事事品質確保推進協議会」 (第2回) 幹事会の開催結果

平成17年4月1日に施行された「公共工事事品質確保の促進に関する法律」に基づき、四国における公共工事事品質確保の推進及び発注者支援に寄与することを目的に、国・県・市町村等で平成18年7月12日に「四国地方公共工事事品質確保推進協議会」を設立しました。

これまで毎年協議会及び幹事会を開催し、国、県等が連携して自治体への支援施策に取り組んできたところです。

この度、平成25年度の(第2回) 幹事会を開催し、平成25年度までの取組状況について事務局より現状を報告し、幹事会の了承を得たところです。

また、今後の活動方針についても意見交換を行い、新たに不調不落対策も含めた協議会の活動方針(案)及びスケジュール(案)に対して、幹事会の承認を得ました。今後も引き続き、国、県、自治体が連携して、公共工事事品質確保に向けた取組を進めて参ります。

### 第2回幹事会の概要

1. 日 時：平成26年3月14日(金) 13:30~15:30
2. 場 所：低層棟2階アイホール
3. 議事次第：別紙-1のとおり
4. 議事概要：別紙-2のとおり
5. 設置要領：別紙-3のとおり

平成26年3月20日

### <問い合わせ先>

四国地方公共工事事品質確保推進協議会 事務局

国土交通省 四国地方整備局

企画部 総括技術検査官 藤川 昌幸 (内線3117)

技術管理課長 石田 和敏 (内線3311)

技術管理課技術検査官 金滝 和彦 (内線3121)

TEL : 087-851-8061

平成25年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会（第2回）幹事会

日 時：平成26年3月14日（金）  
13:30～15:30

場 所：高松サンポート合同庁舎  
1306、1307会議室

（地震対応のため会場をアイホール  
に変更して実施）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶（幹事長）

挨拶：四国地方整備局  
石井企画部長

3. 議 事

（1）平成25年度までの取り組み状況について

- ・協議会の活動状況について  
（自治体支援、自治体ヒアリング、市町村アンケート結果等）
- ・公共工事品質確保に関する進捗状況

（2）今後の方針について意見交換

- ・不調不落対策について（発注見通しの公表について他）
- ・今後の協議会活動方針とスケジュール（案）について

（3）情報提供

（4）その他

4. 閉 会

## 平成25年度 四国地方公共工事情質確保推進協議会（第2回）幹事会 開催結果の概要

- 日 時：平成26年3月14日（金） 13:30～15:30
- 場 所：低層棟2階アイホール
- 出席者：7省庁等、4県、30市町村、3特殊法人等 約70名

### ◆議 事

#### (1) 平成25年度までの取組状況について（幹事会了承）

以下の項目について、事務局より現状を報告し、幹事会の了承を得た。

##### 1) 協議会の活動状況について

- ・各県ブロック協議会と連携し、品質確保に必要な情報提供及び意見交換等を実施
- ・自治体支援（工事検査の臨場）については、H24年度と比較して6割程度の参加者
- ・自治体支援（国県等既存研修制度の活用、学識経験者として国県職員の派遣等）は、例年並みの活用
- ・市町村における公共事業に関する現状の課題把握のため、自治体ヒアリング市町村キャラバンを実施

##### 2) 公共工事情質確保に関する進捗状況

- ・総合評価方式の実施要綱の策定は、H25年度末で四国全体の95%（90/95市町村）が策定済み
- ・近年は、総合評価方式による実施自治体数が横ばい（H23:44市町村→H25:44市町村）
- ・工事成績評定は、四国全体の66%（63/95市町村）の市町村で実施
- ・予定価格の事前公表が行われている市町村は、四国全体の40%（38/95市町村）

#### (2) 今後の方針について意見交換（幹事会承認）

##### 1) 不調不落対策について

不調不落に対する現状報告と地整を中心とした不調不落対策の取組を説明し、今後、以下の取組を連携して実施することで幹事会の承認を得た。

##### ① 発注者間の協力体制の強化

- ・受注者の計画的な技術者の配置や円滑な資機材の調達に寄与するため、地域の実情等に応じ、発注見通しを統合して公表することとする。
- ・まずは、各発注者が開設しているHP上で「発注見通し」に関する情報ページを相互リンクし、外部から閲覧できるようにする。 等

##### ② 入札不調・不落状況の把握

- ・各県、各自治体と、不調不落情報の共有など、連携を図る。
- ・そのために、「四国ブロック不調不落対策ホットライン」を設け、相互の協力体制を確保する。

##### 2) 今後の協議会活動方針とスケジュール（案）について

今後の協議会活動方針（案）とスケジュール(案)について、幹事会の承認を得た。

##### ① 協議会の活動方針（案）

- ・従来の自治体支援施策は継続して実施  
（各県の既存協議会と連携、工事検査の臨場、国・県等既存研修制度の活用、国・県の職員等を学識経験者として活用、国と県による市町村キャラバンの実施 等）
- ・公共事業実施における各市町村の問題点・課題等について継続して把握に努め、その解決に向け国と県が連携して対応にあたる。
- ・新たに公共事業の施工確保を図る取組を進める。 等

##### ② 協議会のスケジュール（案）について

- ・今後、幹事会を年2回程度開催予定。

◆会議の全景



## 「四国地方公共工事品質確保推進協議会」設置要領

(名称)

第1条 本会は、四国地方公共工事品質確保推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、公共工事の品質確保に向け、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者の責務を果たすために、協力体制を強化、情報交換を行うなど相互の連携を図り、発注者としての具体的な施策の検討、発注関係事務を適切に実施するための発注者支援の体制づくりの検討を行うとともに地方公共団体等への支援等を行う。

もって四国地方における公共工事の品質確保の推進及び発注者支援に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) 総合評価方式の導入・拡大等
- (2) 発注者支援の具体的な施策展開
- (3) 地方公共団体等への発注関係事務の支援等の運営管理
- (4) 協力体制の強化のために関係機関との連携
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第4条 本協議会は、協議会の主旨に賛同する公共工事発注機関（別紙1に掲げる委員）をもって構成する。

(会長)

第5条 本協議会に、会長を置き、国土交通省四国地方整備局長がこれにあたる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(幹事)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するために協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会に、幹事長を置き、国土交通省四国地方整備局企画部長がこれにあたる。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。



- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙 1 に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
- 5 幹事長は、必要がある時は、別紙 2 に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第 8 条 協議会及び幹事会の事務局は、四国地方整備局企画部技術管理課が関係機関の協力を得て努める。

(雑則)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則 この要領は、平成 18 年 7 月 12 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 18 年 11 月 13 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 19 年 7 月 18 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 20 年 10 月 24 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 24 年 1 月 31 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 25 年 1 月 28 日から施行する。

第 4 条関係（委員）

（1）会 長：国土交通省 四国地方整備局長

（2）委 員：国土交通省 四国地方整備局 次長

次長兼総務部長

企画部長

建政部長

営繕部長

農林水産省 中国四国農政局 整備部長

林野庁 四国森林管理局 森林整備部長

環境省 中国四国地方環境事務所 統括自然保護企画官

高等裁判所 高松高等裁判所 事務局長

財務省 四国財務局 総務部長

財務省 高松国税局 総務部 次長

徳島県 県土整備部長

農林水産部長

香川県 土木部長

農政水産部長

愛媛県 土木部長

農林水産部長

高知県 土木部長

農業振興部長

市町村 市町村長

西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部長

本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター所長

## 第 6 条関係（幹事）

（1）幹事長： 国土交通省四国地方整備局 企画部長

（2）幹 事： 国土交通省 四国地方整備局 企画部 技術調整管理官  
 企画部 技術開発調整官  
 企画部 総括技術検査官  
 総務部 契約管理官  
 建政部 建設産業調整官  
 都市調整官  
 河川部 河川調査官  
 道路部 地域道路調整官  
 港湾空港部 事業計画官  
 営繕部 営繕調査官

農林水産省 中国四国農政局 整備部 設計課長  
 林野庁 四国森林管理局 森林整備部 治山課長  
 環境省 中国四国地方環境事務所 国立公園・保全整備課長  
 高等裁判所 高松高等裁判所 事務局会計課長  
 財務省 四国財務局 総務部 会計課長  
 財務省 高松国税局 総務部 営繕監理官  
 徳島県 県土整備部副部長  
 農林水産部農村振興課長  
 香川県 土木部次長  
 農政水産部農村整備課長  
 愛媛県 土木部技術監  
 農林水産部農業振興局農地整備課長  
 高知県 土木部土木技術監兼建設検査長  
 農業振興部農業基盤課長  
 市町村 担当部課長等  
 西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部 技術審査役  
 本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター副所長

## 【オブザーバー】

国土交通省 四国運輸局  
 第五管区海上保安本部  
 警察庁 四国管区警察局  
 経済産業省 四国経済産業局  
 （独）水資源機構